3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、電気工事業及び塗装工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年６月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成27年８月10日
関東地方整備局長　石川　雄一
1　処分をした年月日　平成27年７月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日立システムズ・テクノサービス株式会社　山本　義幸　東京都品川区東品川１－４－８　国土交通大臣許可（般―26）第21257号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年６月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成27年８月10日
関東地方整備局長　石川　雄一
1　処分をした年月日　平成27年７月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ゼクオス株式会社　八武崎有弘　東京都練馬区東大泉６―19―17　国土交通大臣許可（特―22）第23305号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年６月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成27年８月10日
関東地方整備局長　石川　雄一
1　処分をした年月日　平成27年７月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ゼニス羽田株式会社　塩見　昌紀　東京都千代田区麹町５－７－２　国土交通大臣許可（般・特―22）第5166号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年６月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成27年８月10日
関東地方整備局長　石川　雄一
1　処分をした年月日　平成27年７月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社塩谷商会　山崎栄一郎　東京都大田区蒲田３―23―７　国土交通大臣許可（般・特―23）第6553号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年６月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成27年８月10日
関東地方整備局長　石川　雄一
1　処分をした年月日　平成27年７月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　岩谷設備システム株式会社　大谷　　真　東京都中央区日本橋１―14―７　国土交通大臣許可（特―22）第23567号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、塗装工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年６月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成27年８月10日
関東地方整備局長　石川　雄一
1　処分をした年月日　平成27年７月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ワロム産業株式会社　志村　一郎　東京都昭島市郷地町３－１―12　国土交通大臣許可（般・特―24）第11273号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年６月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成27年８月10日
関東地方整備局長　石川　雄一
1　処分をした年月日　平成27年７月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本メンテナンスサービス株式会社　代田　武夫　東京都足立区千住中居町28―５　国土交通大臣許可（特―22）第21626号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、塗装工事業及び造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年６月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成27年８月10日
九州地方整備局長　鈴木　弘之
1　処分をした年月日　平成27年７月８日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ナガト　阿比留長門　大分県日田市大山町西大山391―１　国土交通大臣許可（般―25）第25362号